

可搬消防ポンプ等整備資格者に関する細則

制 定	平成5年10月26日	消安セ細則第1号	
改正経過	平成10年10月1日	消安セ細則第11号	一部改正
	平成17年6月21日	消安セ細則第1号	一部改正
	平成25年4月1日	消安セ細則第1号	一部改正
	平成26年4月1日	消安セ細則第3号	一部改正

(目 的)

第1条 この細則は、可搬消防ポンプ等整備資格者に関する規程（平成5年10月12日付け消安セ規程第30号。以下「規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(講習等実施計画)

第2条 一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）は、毎年度、可搬消防ポンプ等整備資格者講習（以下「講習」という。）及び可搬消防ポンプ等整備資格者再講習（以下「再講習」という。）の実施計画を作成するものとする。

(広 報)

第3条 安全センターは、消防庁の指導のもとに関係行政機関、関係団体等と協力して前条の実施計画に基づく講習及び再講習の内容を、関係者に広く周知するものとする。

(受講地)

第4条 講習、再考査（規程第4条第3項に定める再考査をいう。以下同じ。）又は再講習を受けようとする者は、住所又は勤務地にかかわらずいずれの場所においても受講することができる。

(講 師)

第5条 講師は、専門的知識を有する者のうちから安全センター理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

2 講師の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 講師には、安全センターの定めるところにより謝金、旅費等を支給する。ただし、理事長が別に定める講師には、これを支給しないことができる。

(申 請)

第6条 講習、再考査又は再講習を受けようとする者は、理事長が定める申請書その他の必要書類（以下次条において「申請書類」という。）を、あらかじめ理事長が定める申請受付機関に提出しなければならない。

(受理及び通知)

第7条 申請受付機関は、前条により申請書類が提出された場合には、記載事項その他必要な事項等を審査し、受理するものとする。

2 申請受付機関は、前項により申請書類を受理し、講習、再考査又は再講習を受けることを承認することに決した場合は、すみやかにその旨を申請者に通知するものとする。

3 申請受付機関は、申請書類を受理しない場合又は受理した後、講習、再考査又は再講習を受けることを承認しないことに決した場合は、理由を付して申請者にその旨を通知するものとする。

(講習)

第8条 規程第4条第2項に規定する講習科目及び講習時間のうち、可搬消防ポンプ等の構造・機能については、次表のとおり区分することとする。

講習科目		講習時間
可搬消防ポンプ等の構造・機能	基本的事項	2時間
	主な故障事例	1時間

2 消防職員のうち、「消防学校の教育訓練の基準」(昭和45年消防庁告示第1号)第4条の規定に基づく専科教育において、機関科の教育課程を修了した者又はそれと同等以上の教育訓練を受けた者で理事長が適当と認めたものについては、次表の講習科目及び講習時間を免除することができるものとする。

講習科目		講習時間
消防法規		1時間
可搬消防ポンプ等の構造・機能	基本的事項	2時間
可搬消防ポンプ等の点検要領		2時間

3 消防団員のうち「消防学校の教育訓練の基準」(昭和45年消防庁告示第1号)第8条又は「消防学校の教育訓練の基準」(平成15年消防庁告示第3号)第9条の規定に基づく専科教育において、機関科の教育課程を修了した者若しくはそれと同等以上の教育訓練を受けた者で理事長が適当と認めたものについては、前項表の講習科目及び講習時間を免除することができるものとする。

(修了考査)

第9条 修了考査(再考査を含む。以下同じ。)は、規程第4条第2項に掲げる講習科目について筆記試験で行うこととし、出題形式は、択一式その他解答の正誤を客観的に判定できるものとする。

2 規程附則第2項の規定に該当する者に対しては、前項の講習科目のうち可搬消防ポンプ等の整備要領に関する科目を免除することができるものとする。

3 修了考査の合否の判定基準は、理事長が定める。

(結果通知)

第10条 安全センターは、修了考査の合否を判定し、その結果をすみやかに修了考査を受けた者に通知するものとする。

2 安全センターは、修了考査に不合格となった者に対しては、再考査不合格者を除き再考査を受ける資格がある旨の文書を交付するものとする。

(免状の交付申請)

第11条 前条第1項により合格の通知を受けた者が可搬消防ポンプ等整備資格者免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする場合には、安全センターに対し、その指定する期間内に、申請書類を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の指定期間内に免状の交付の申請がなされない場合には、免状を交付しないことができる。

(免状の交付)

第12条 安全センターは、前条により申請書類が提出された場合には、免状の交付日及び交付番号を決定してすみやかに免状を交付するものとする。

(免状の書換え)

第13条 免状の交付を受けている者が氏名又は本籍（都道府県名）を変更した場合若しくは写真の貼り替えを行う場合には、安全センターに申請して、免状記載の氏名又は本籍の書換え若しくは写真の貼り替えを受けなければならない。

(免状の再交付)

第14条 安全センターは、免状の交付を受けている者が免状を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合には、その申請に基づき免状を再交付するものとする。

2 免状を亡失して再交付を受けた者が亡失した免状を発見した場合には、これを直ちに安全センターに提出させるものとする。

(手数料)

第15条 次の表の左欄各号に掲げる者は、それぞれ当該右欄に掲げる手数料を安全センターに納付しなければならない。

手数料を納付すべき者		納付すべき手数料の額
①	講習を受けようとする者	41,100円
②	再考査を受けようとする者	4,110円
③	再講習を受けようとする者	10,200円
④	免状の交付を受けようとする者	
	修了考査に合格し免状の交付を受けようとする場合	1,850円
	再講習を修了し免状の交付を受けようとする場合	1,540円
⑤	免状の再交付を受けようとする者	1,640円
⑥	免状の書換えを受けようとする者	820円

2 理事長は、規程第4条第2項の規定に基づき、講習科目及び講習時間の一部免除を受けた者が講習を受けようとして納付すべき前項①の手数料の額を20,500円とすることができる。

(事務の委託)

第16条 規程第13条の規定に基づき、安全センターが委託できる講習又は再講習に係る事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報に関する事務
- (2) 受講申請（講習の場合にあっては、再考査を含む。）の受付に関する事務
- (3) 受講通知（講習の場合にあっては、再考査通知を含む。）に関する事務
- (4) 会場の管理に関する事務
- (5) 講習の場合にあっては、修了考査の管理に関する事務
- (6) 再講習の修了証明に関する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか委託することが適当と認められる事務

2 前項の委託に係る事務の処理に必要な経費は、安全センターが負担する。

3 安全センターは、第1項の事務を委託する場合は、事務を委託する団体と委託契

約を締結するものとする。

(委 任)

第17条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この細則は、平成5年10月26日から実施する。

2 平成7年3月31日までに講師を委嘱された者の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成10年10月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成17年6月21日から実施する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。